

白井市道路占用料条例の一部を改正する条例

白井市道路占用料条例（平成１７年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第２条関係）

占用物件		単位	占用料
法第３２条 第１項第１ 号に掲げる 工作物	第１種電柱	１本１年につき	８５０円
	第２種電柱	１本１年につき	１，３００ 円
	第３種電柱	１本１年につき	１，７００ 円
	第１種電話柱	１本１年につき	７６０円
	第２種電話柱	１本１年につき	１，２００ 円
	第３種電話柱	１本１年につき	１，６００ 円
	その他の柱類	１本１年につき	７６円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートル １年につき	７円
	地下に設ける電線その他の線類	長さ１メートル １年につき	４円
	路上に設ける変圧器	１個１年につき	７４０円
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方 メートル１年につ き	４５０円
	変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	１個１年につき	１，５００ 円
	郵便差出箱及び信書便差出	１個１年につき	６３０円

	箱		
	広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	1 , 7 0 0 円
	その他のもの	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	1 , 5 0 0 円
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0 . 0 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	3 1 円
	外径が 0 . 0 7 メートル以上 0 . 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	4 5 円
	外径が 0 . 1 メートル以上 0 . 1 5 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	6 8 円
	外径が 0 . 1 5 メートル以上 0 . 2 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	9 1 円
	外径が 0 . 2 メートル以上 0 . 3 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	1 3 0 円
	外径が 0 . 3 メートル以上 0 . 4 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	1 8 0 円
	外径が 0 . 4 メートル以上 0 . 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	3 1 0 円
	外径が 0 . 7 メートル以上 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	4 5 0 円
	外径が 1 メートル以上のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	9 1 0 円
法第 3 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に		占用面積 1 平方	1 , 5 0 0

掲げる施設			メートル１年につき	円
法第３２条第１項第５号に掲げる施設	上空に設ける通路		占用面積１平方メートル１年につき	８６０円
	地下に設ける通路		占用面積１平方メートル１年につき	５１０円
	その他のもの		占用面積１平方メートル１年につき	１，５００円
法第３２条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積１平方メートル１日につき	１７円
	その他のもの		占用面積１平方メートル１月につき	１７０円
道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号。以下「令」という。）第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１平方メートル１月につき	１７０円
		その他のもの	表示面積１平方メートル１年につき	１，７００円
	標識		１本１年につき	１，２００円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	１本１日につき	１７円

		その他のもの	1本1月につき	170円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	17円
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	170円
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	1,700円
		その他のもの	1基1月につき	860円
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートル1年につき	1,500円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートル1月につき	170円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1月につき	150円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の白井市道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。